

# 定 款

株式会社 アーレスティ

## 第1章 総 則

(商号)

第1条 当社は、株式会社アーレスティと称する。

英文ではAHRESTY CORPORATIONと表示する。

(本店の所在地)

第2条 当社は、本店を愛知県豊橋市に置く。

(目的)

第3条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 非鉄金属鋳物の開発・設計、製造、加工ならびに販売
2. 非鉄金属地金の製造ならびに販売
3. 非鉄金属圧延品の製造、加工ならびに販売
4. 合成樹脂製品の製造、加工ならびに販売
5. 産業用事務用機器および家庭用器具用品の開発・設計、製造ならびに販売
6. 建材、庭園用品の開発・設計、製造、施工ならびに販売
7. 非鉄金属製品の製造に関連する機械器具・計測機器およびそれらの部品の開発ならびに販売
8. 金型の開発・設計、製造、加工ならびに販売
9. 関連事業に対する投資
10. 前各号に附帯する一切の業務

(機関)

第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

1. 取締役会
2. 監査等委員会
3. 会計監査人

(公告方法)

第5条 当社の公告は、電子公告により行う。ただし、電子公告によることができない事故その他やむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載する。

## 第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、6千万株とする。

(単元株式数)

第7条 当社の単元株式数は、100株とする。

(株式取扱規則)

第8条 株主名簿および新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取り、その他株式または新株予約権に関する取扱いおよび手数料、株主の権利行使に際しての手續等については、法令または定款に定めるもののほか、取締役会で定める株式取扱規則による。

(単元未満株主の権利制限)

第9条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利

(株主名簿管理人)

第10条 当社は、株主名簿管理人を置く。株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、公告する。

- (2) 当社の株主名簿および新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株式に関する事務は株主名簿管理人に取扱わせ、当社においてはこれを取扱わない。

(基準日)

第11条 当社は、定時株主総会において権利を行使すべき株主は、毎年3月31日現在の株主名簿に記載または記録された株主とする。

- (2) 前項に定めるほか、必要あるときは取締役会の決議によってあらかじめ公告の上、一定の日現在の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主または質権者とする。

### 第3章 株主総会

(株主総会の招集および議決権)

第12条 当社の定時株主総会は、毎事業年度の末日の翌日から3ヵ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要のある場合にそのつど招集する。

- (2) 株主総会は、東京都区内で開催する。

(議決の方法)

第13条 株主総会の議決は、法令または定款に別段の定めある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数をもってこれを決する。

- (2) 会社法第309条第2項の規定によるべき議決は、当該株主総会で議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上をもってこれを行う。

(電子提供措置等)

第14条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる。

- (2) 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。

(議決権の代理行使)

第15条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。この場合においては、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

(招集権者および議長)

第16条 株主総会は、法令に別段の定めある場合を除き、取締役会の決議にもとづき取締役社長がこれを招集し、議長となる。

(2) 取締役社長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(議事録)

第17条 株主総会の議事については、法務省令で定めるところにより開催の日時および場所ならびに議事の経過の要領およびその結果、その他の事項を書面または電磁的記録をもって議事録を作成する。

## 第4章 取締役および取締役会

(定員)

第18条 当会社の取締役は、13名以内とする。

(2) 前項の取締役のうち、監査等委員である取締役は、5名以内とする。

(選任方法)

第19条 取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって選任する。

(2) 取締役の選任の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもってこれを行う。

(3) 取締役の選任決議は、累積投票によらない。

(任期)

第20条 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでとする。

(2) 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでとする。

(3) 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了するときまでとする。

(4) 補欠の監査等委員である取締役の予選の効力は、当該選任のあった株主総会終結後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会開始のときまでとする。

(報酬等)

第21条 取締役の報酬等は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。

(代表取締役)

第22条 代表取締役は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から取締役会の決議によって選定する。

(役付取締役)

第23条 取締役会は、その決議によって、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から取締役社長1名を選定する。ほかに取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から取締役会長1名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を選定することができる。

(取締役会の招集権者および議長)

第24条 取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、取締役社長が招集し、その議長となる。但し、取締役会長が在任するときは、取締役会長がこれにあたる。

(2) 取締役会長、取締役社長がともにさしつかえあるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により他の取締役がこれに代わる。

(取締役会の招集通知)

第25条 取締役会の招集の通知は、各取締役に對し会日の3日前までに発するものとする。但し、緊急の必要があるときはこの期間を短縮することができる。

(2) 取締役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。

(重要な業務執行の決定の委任)

第26条 当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。

(取締役会の決議方法)

第27条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもってこれを行う。

(取締役会の決議の省略)

第28条 当社は、取締役（当該決議事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役会の議事録)

第29条 取締役会の議事については、法務省令で定めるところにより開催の日時および場所ならびに議事の経過の要領およびその結果、その他の事項を書面または電磁的記録をもって議事録を作成する。

(相談役、顧問)

第30条 取締役会の決議により、相談役および顧問各若干名を置くことができる。

(取締役の責任免除)

第31条 当社は、会社法第423条第1項に規定する取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任につき、当該取締役が職務を行うにあたり善意にしてかつ重大なる過失がない場合には、取締役会の決議によって会社法第426条第1項に規定する限度額の範囲内で、

賠償の責めに任ずるべき額を免除することができる。

- (2) 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、同法第423条第1項に規定する損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく賠償責任の限度額は400万円以上で、あらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。

## 第5章 監査等委員会

(常勤の監査等委員)

第32条 監査等委員会は、監査等委員の中から常勤の監査等委員を選定することができる。

(監査等委員会の招集通知)

第33条 監査等委員会の招集の通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

- (2) 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査等委員会を開催することができる。

(監査等委員会の決議方法)

第34条 監査等委員会の決議は、決議に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、出席した監査等委員の過半数をもってこれを行う。

(監査等委員会の議事録)

第35条 監査等委員会の議事については、法務省令で定めるところにより開催の日時および場所ならびに議事の経過の要領およびその結果、その他の事項を書面または電磁的記録をもって議事録を作成する。

## 第6章 会計監査人

(選任方法)

第36条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

(任期)

第37条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでとする。

- (2) 前項の定時株主総会において別段の決議がなされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとする。

(報酬等)

第38条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。

(会計監査人の責任免除)

第39条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、同法423条第1項に規定する会計監査人（会計監査人であった者を含む。）の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる。

- (2) 当社は、会社法第427条第1項の規定により、会計監査人との間に、同法第423条第1

項に規定する会計監査人の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。

## 第7章 計 算

(事業年度)

第40条 当社の事業年度は毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。

(剰余金の配当等の決定機関)

第41条 当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議により定める。

(剰余金の配当の基準日)

第42条 当社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。

(2) 当社の中間配当の基準日は、毎年9月30日とする。

(3) 前2項のほか、当社は基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

(配当金の除斥期間)

第43条 剰余金の配当が、支払開始の日から満5ヵ年を経過しても受領されないときは、当社はその支払の義務を免れる。

(2) 未払の剰余金の配当金には利息をつけない。

附則

(監査役の実任免除に関する経過措置)

当社は、第94回定時株主総会において決議された定款一部変更の効力発生時以前の行為に関し、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。